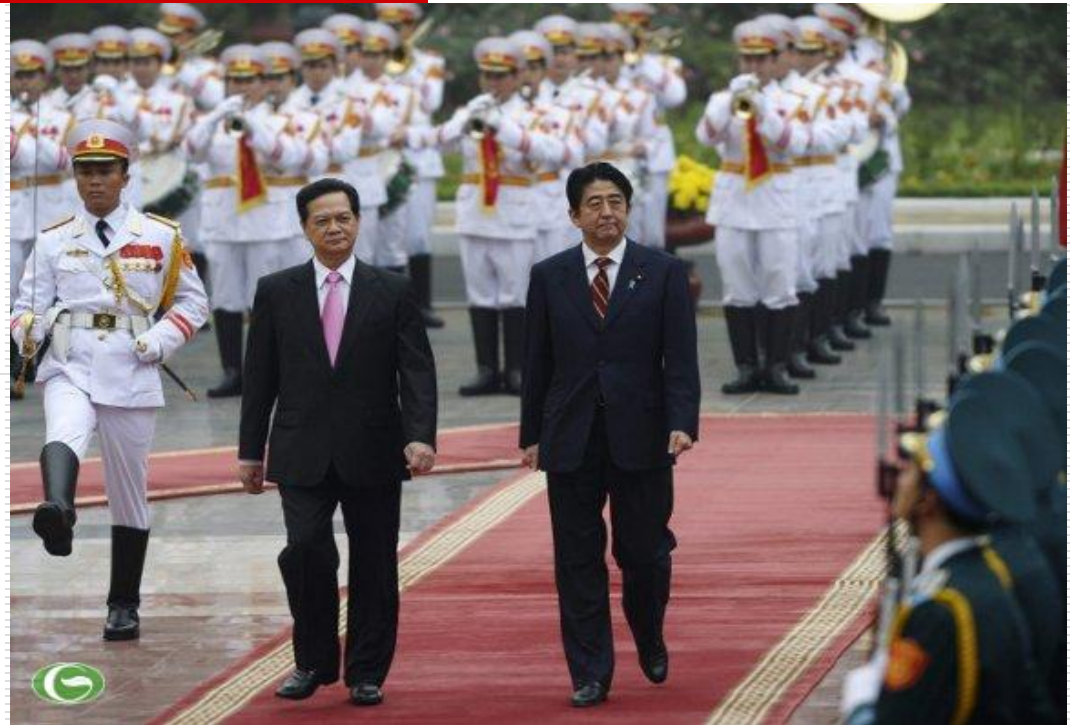


ベトナムへの投資



ベトナム社会主義共和国 計画投資省 外国投資庁
副長官 グエン・ノイ

2014年6月 日本

目次:

- I. ベトナム経済およびインフラ開発の概要
- II. ベトナムへの外国直接投資の概要
- III. ベトナムと日本
- IV. なぜベトナムなのか?
- V. 投資優遇制度および外国直接投資の方針
- VI. ベトナム-日本間の外国直接投資を増やす方策

I.ベトナム経済の概要

2013年度

- GDP: **5.42 %** (一人当たりのGDP 1,960 USドル到達)
 - 輸出額 1,322 億USドル, 15.4% 増 ;
輸入額 1,313億USドル, 15.2% 増
 - 消費者物価指数(CPI) 6.6%
 - 3 部門の経済改革: 公共投資, 国有企業, 金融制度
 - 目標 (2014) : GDP 成長率5.8%, CPI 7%, 輸出増 10%
* 2014年初めの5ヶ月: GDP成長率4.96%, CPI 4.73%,輸出増 15.6%,
外国旅行者 26.1%増
 - 工業区 289、経済特区 15
-

インフラ開発の概要

ニャットタン橋

(ハノイーノイバイ国際空港をつなぐ橋)

- 日越協力の象徴
- 全長9 km、橋本体の長さ3.7 km
- 2009年6月建設開始
2014年末までに完成予定
- ニャットタン橋により、ノイバイ国際空港より
ハノイ市中心部までの移動時間短縮、
所要時間はおよそ20-30分



インフラ開発の概要

ノイバイ国際空港 第2ターミナル

- 日本からの政府開発援助(ODA)
- 収容計画:
年間旅客者数1,000万人の見込み
年間1,500万人利用も対応可能
- 2011年12月に建設開始
約78.2%完成
2014年末までに完成予定



インフラ開発の概要

新国道5号線

(ハノイとハイフォン市を結ぶ道路)

- 全長: 105.5 km区間は、ハノイ、フン イェン、ハイズン、ハイフォン市。
最終地点はハイフォン市ディンブー港
- 仕様: 6車線、時速120 km
道路幅33m
- 2007年より計画し、2015年末までに完成予定



インフラ開発の概要

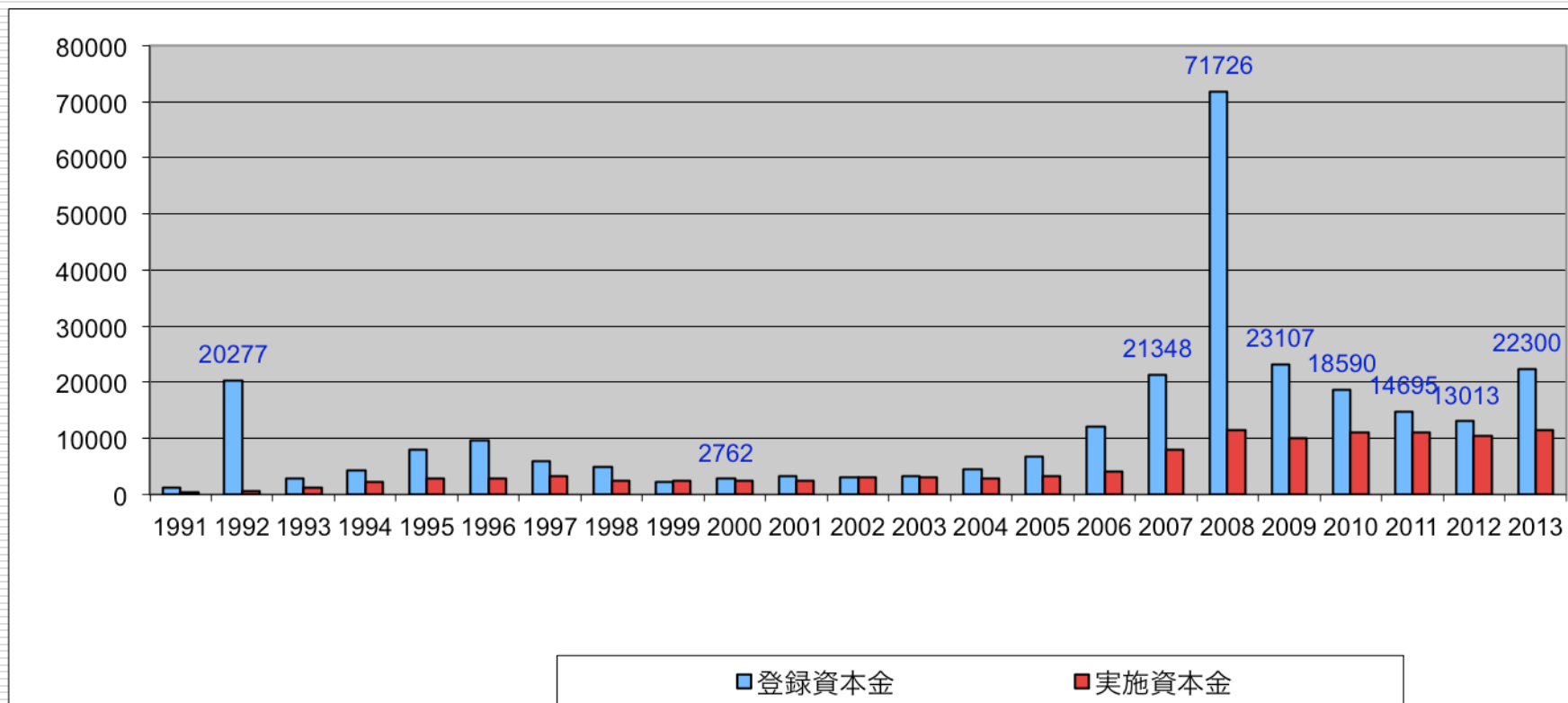
ハイフォン市ラックフェン港

- ラックフェン港はベトナム北部最大の水深の深い港
最深部は水深14mあるため、100,000 WDTの船を扱うことが可能
- 100,000WDTの船収容可能な棧橋は2つある
- ラックフェン港の付随施設としての橋や道路、防砂・防波堤は2015年完成予定
- 2013年4月に起工式
2016年完成予定



II. ベトナムへの直接投資の概要

- ❖ 1988年～2014年5月: プロジェクト数16,433、登録資本金2,383.9億USDドル
 - ❖ 年間実施資本金: 105億～110億USDドル (2010-2012年)
 - ❖ 2013年: 登録資本金 223.5億USDドル; 実施資本金: 115億USDドル
- * 2014年初めの5ヶ月間: プロジェクト数667、登録資本金55億USDドル、実施資本金46億USDドル

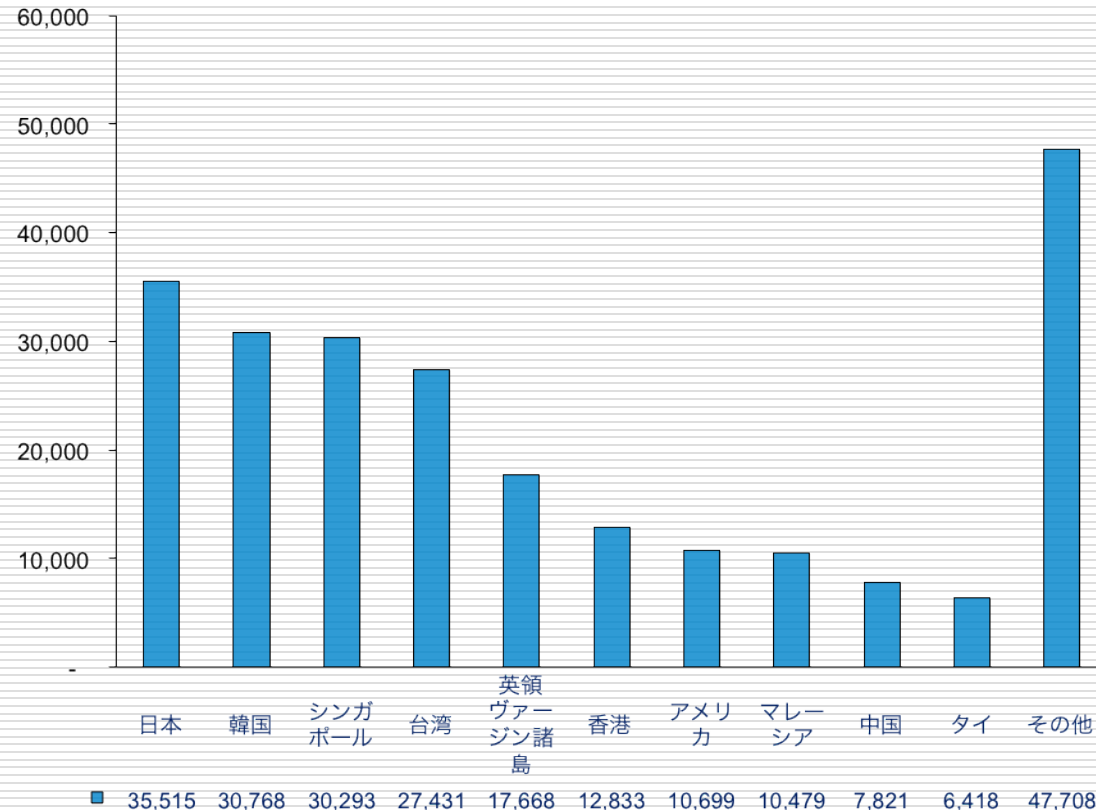


対ベトナム直接投資額上位10カ国

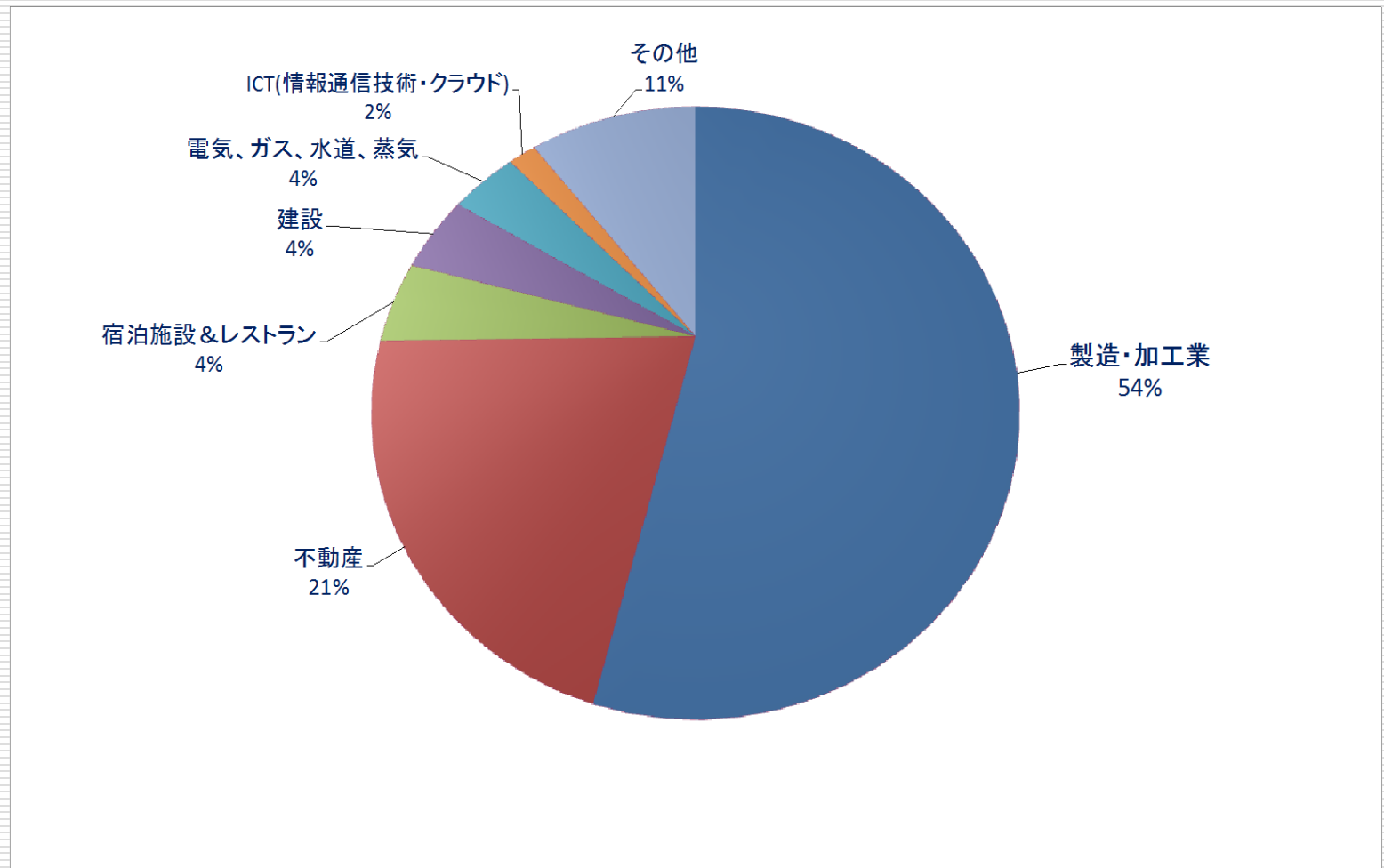
No	国名	プロジェクト数	登録資本金 (百万USドル)
1	日本	2,288	35,570
2	韓国	3,779	31,013
3	シンガポール	1,272	30,327
4	台湾	2,308	27,436
5	英領ヴァージン諸島	531	17,693
6	香港	809	13,075
7	アメリカ	691	10,700
8	マレーシア	462	10,565
9	中国	1,029	7,836
10	タイ	346	6,424
その他(91ヶ国)		2,918	47,75
合計(101ヶ国)		16,433	238,39

2014年5月現在

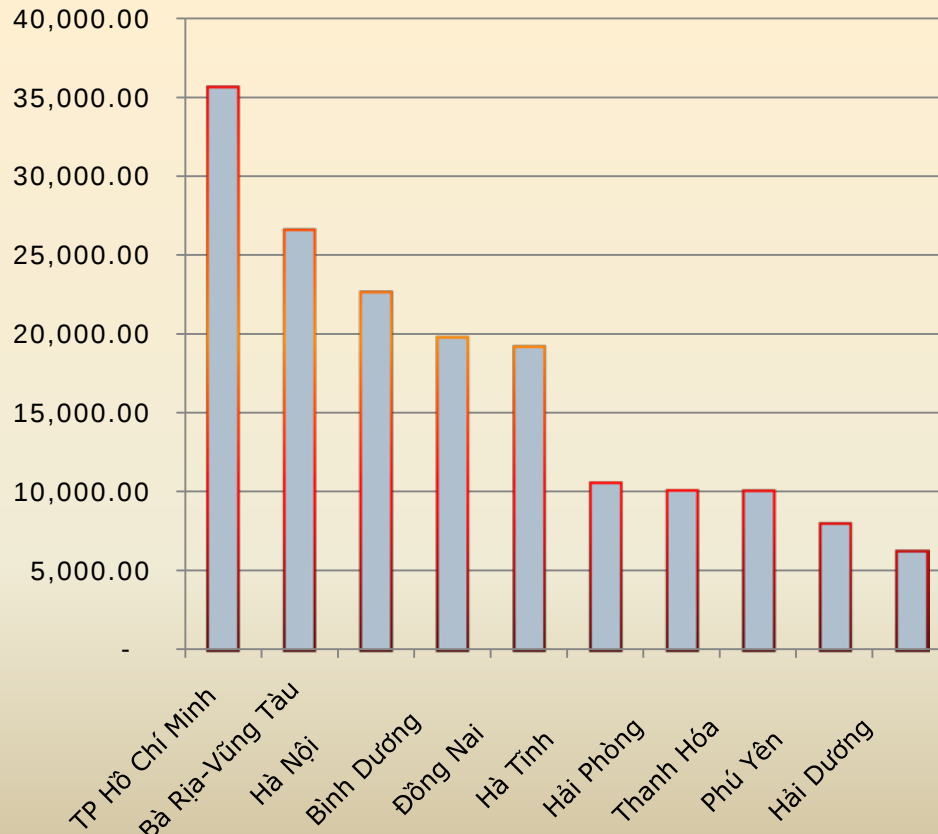
登録資本金 (百万USドル)



対ベトナム業種別外国直接投資



世界対ベトナム省別外国直接投資



省名	プロジェクト数	登録資本金 合計 (百万USドル)
ホーチミン市	4,933	35,606.50
バリアブントウ省	298	26,578.94
ハノイ市	2,790	22,634.16
ビンズン省	2,413	19,771.80
ドンナイ省	1,194	19,192.84
ハティン省	53	10,612.66
ハイフォン市	406	10,137.47
タインホア省	49	10,103.84
フーイエン省	57	8,031.63
ハイズン省	301	6,295.43
他53省	3,939	69,421.69
合計(63省)	16,433	238,386.96

III. ベトナムと日本

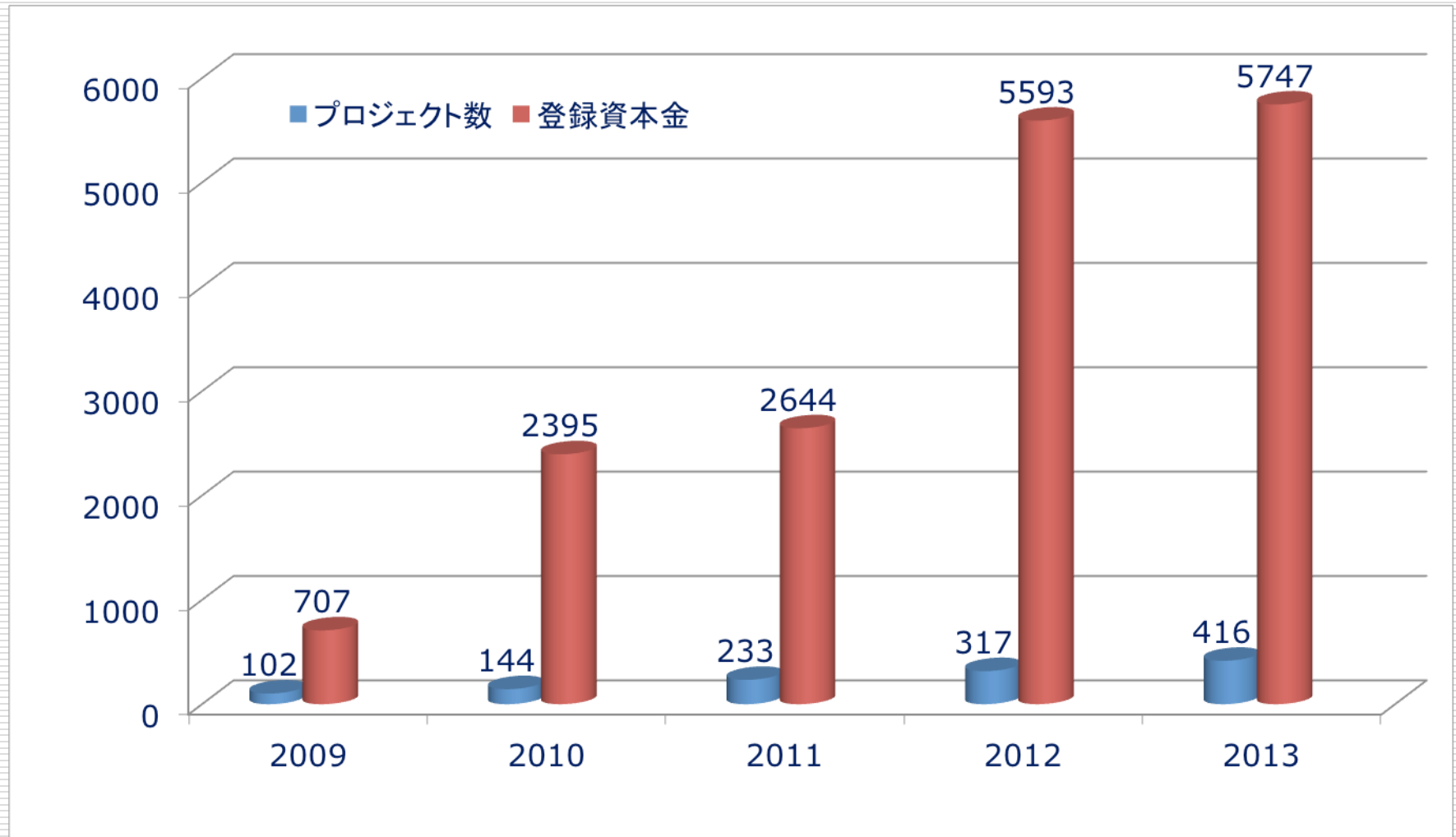
- 2004年12月投資協定の締結
 - 1995年9月 日越二重課税防止協定の締結
 - 2008年12月25日 日越経済連携協定(EPA)の締結 等
 - 2014年5月現在、プロジェクト数:2,288、登録資本金:3,557億USドルで、日本は101の投資相手国の中で第1位となっている
 - * 日本企業、特に製造業にとって、ベトナムは魅力ある投資先として上位10位に入っている
 - FORTUNE500に挙げられているすべての日本企業、例えばトヨタ・ホンダ・キャノン・住友・三菱などは、ベトナムでのプロジェクト、又は、ビジネス活動がある
 - 日本はベトナムにとって最大のODA相手国で、累積合計240億USドル以上、年間約2,000億円と約束されている
 - 2014年TPPの締結を目標としている
-

日本の対ASEAN外国直接投資

単位:100万円

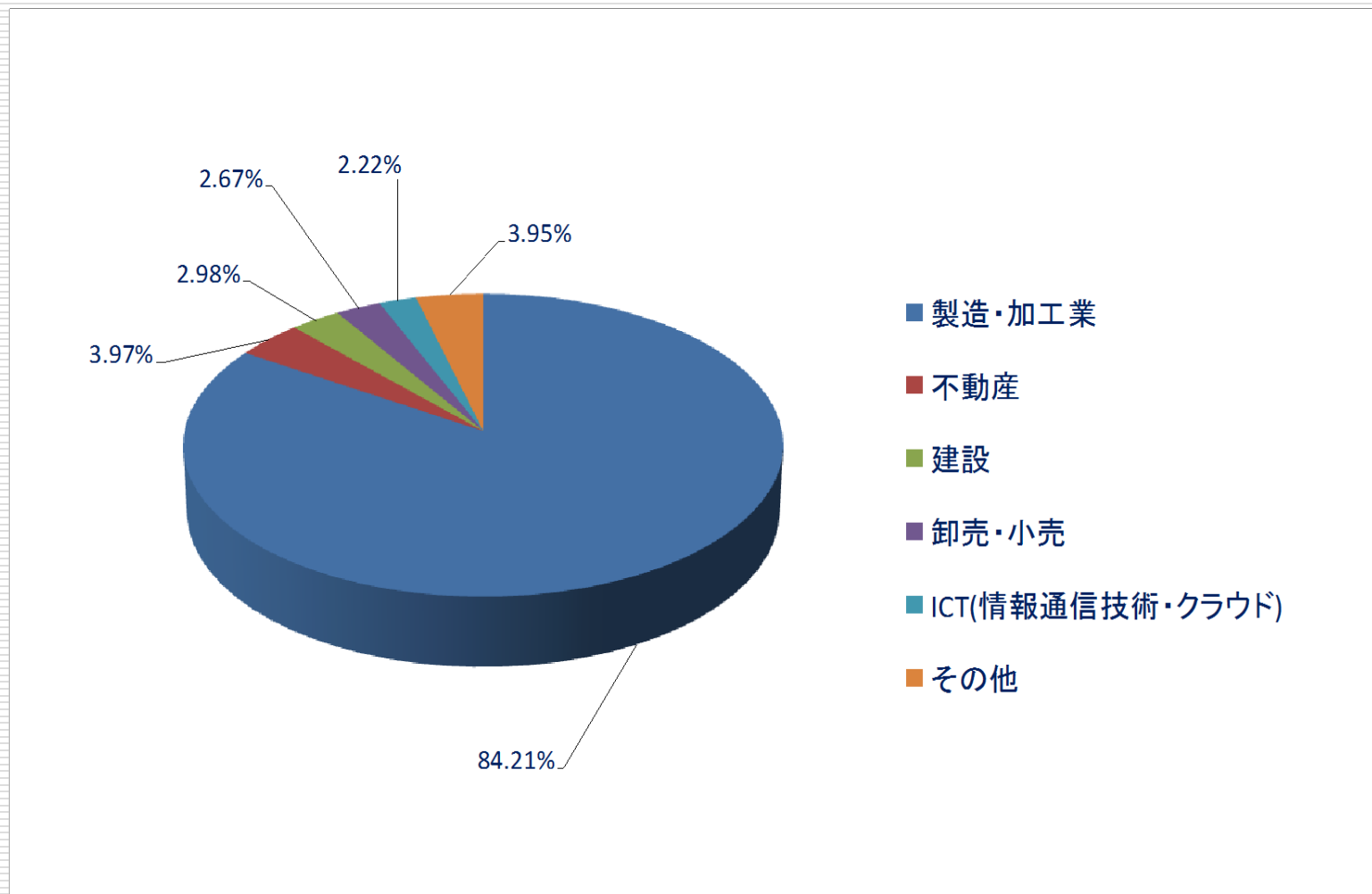
国名	2008	2009	2010	2011	2012
ベトナム	1,130	531	636	1,495	2,049
タイ	2,093	1,523	1,983	5,576	464
インドネシア	739	459	409	2,876	3,039
シンガポール	1,122	2,706	3,319	3,517	1,283

日本の対ベトナム直接投資



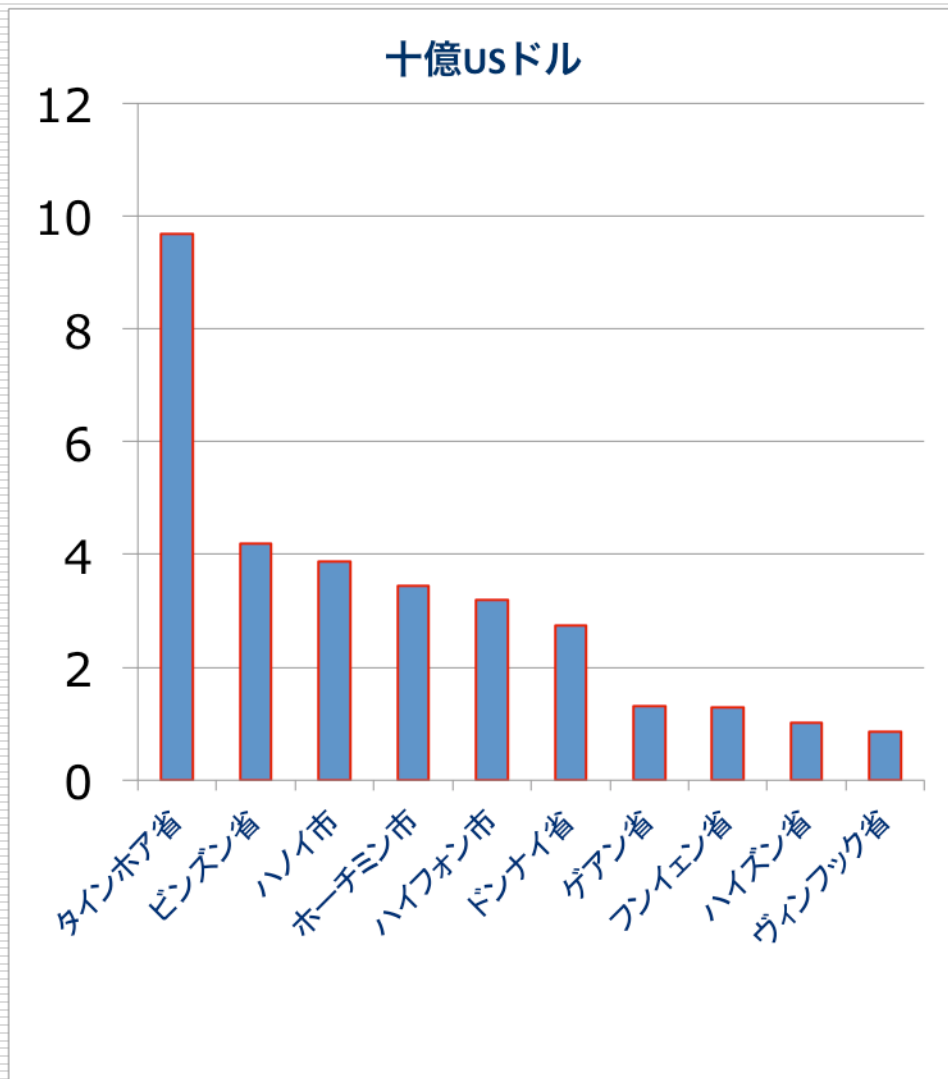
出所: ベトナム計画投資省

日本の対ベトナム 業種別直接投資



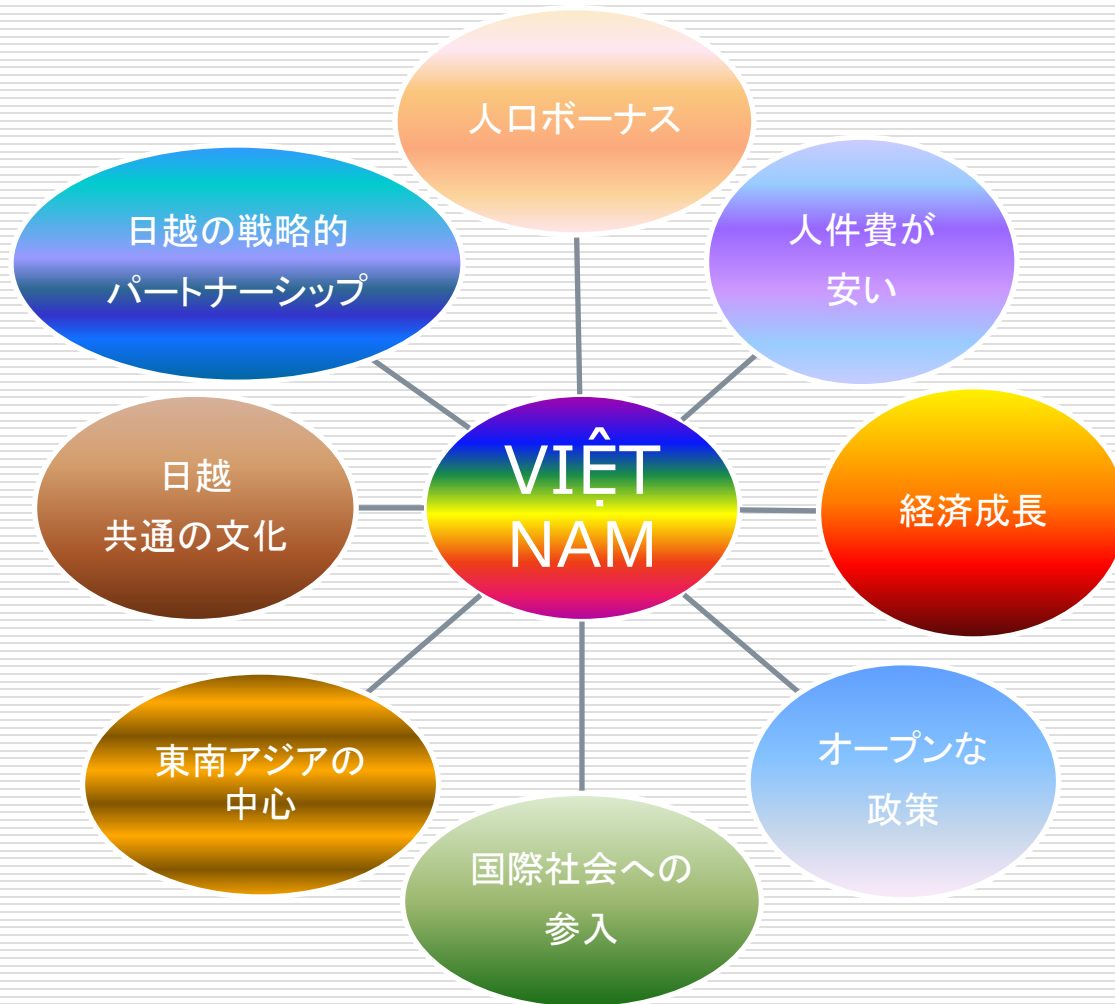
出所: ベトナム計画投資省

日本の対ベトナム 省別直接投資



省	プロジェクト数	登録資本金 (USDル)
タインホア省	9	9,676,347,000
ビンズン省	225	4,185,586,448
ハノイ市	556	3,879,138,916
ホーチミン市	679	3,436,660,252
ハイフォン市	106	3,190,740,785
ドンナイ省	171	2,733,553,014
ゲアン省	5	1,318,511,626
フンイエン省	78	1,295,092,218
ハイズン省	60	1,016,979,317
ヴインフック省	21	860,167,766
その他 (53 都市および省)	378	3,977,439,479
合計 (63都市および省)	2,288	35,570,216,821

IV. なぜベトナムなのか？



V. 優遇措置

1. 投資奨励分野

- 新素材や新エネルギーの製造、ハイテク製品、バイオテクノロジー、IT、機械 加工
- 農林水産物の栽培・養殖と加工、新しい品種・？？？の研究開発
- ハイテクや高度な技術、エコ環境保護、研究、ハイテク開発
- インフラ開発
- 教育、トレーニング、ヘルスケア、体育、スポーツ

2. 投資優遇地域

- 社会的・経済的状況が特別に困難な地域
- 社会的・経済的状況が困難な地域
- ハイテク区、経済特区

法人税に関する優遇措置 (CIT)

1. 法人税優遇措置にはレベルが2つ:

■ 10%

- 15年間 (特別に困難な地域、ハイテク区)
- 30 年間(特別奨励分野プロジェクトの場合)
- 全事業期間(教育, 健康, 文化...)

■ 20%

- 10年間(困難な地域)
- 全事業期間(農業組合、人民信用基金)

2. 優遇措置期間終了後: 通常の法人税率22%が適用される

* 2016年1月1日より20%の適用

法人税額減免税率

100% 免税 (年)	50% 減税 (年)	困難な地域や 特別困難な 地域での社会 的なプロジェク ト	経済特区、 ハイテク パーク	ハイテク分野 、インフラ、ソ フトウェア分 野	専門的な トレーニング 医療、文化、 環境	特別に困難 な地域では ない地域で の社会的な プロジェクト	困難な社会経 済条件の地域 での実施
4	9	x	x	x	x		
4	5					x	
2	4						x

土地賃料減免措置

減免措置が適用される案件	免税期間
投資奨励分野	3年
社会・経済的に困難な地域	7年
社会・経済的に特別に困難な地域か社会・経済的に困難な地域での投資奨励分野のプロジェクト	11年
社会・経済的に特別に困難な地域での投資奨励分野のプロジェクト	15年

輸入税免税措置

1. 投資奨励分野でのプロジェクトにかかる、固定資産を作るための機械、原材料、特に運搬機械
2. ベトナム国内での生産が不可能な原材料
3. ホテル、オフィス、マンション、ゴルフコース、旅行者用リゾート地、娯楽等の投資プロジェクトのための、政府に規定されたリストに入っている一回目の輸入貨物
4. 5年間輸入税免税の対象となる、特別な投資奨励分野と、社会・経済的に特別に困難な地域でのプロジェクトの原材料、設備

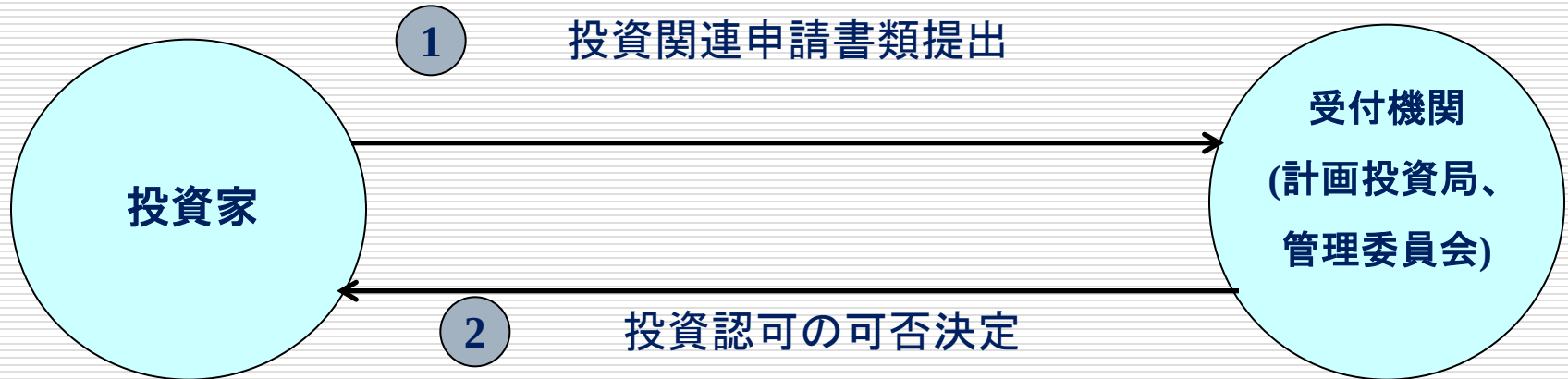
その他の投資優遇策

1. 繰越損失における優遇の適用可能
(ただし、通算5年間までとする)
2. 減価償却における優遇
投資奨励分野や地域における投資プロジェクトと高い経済効果のあるプロジェクトは、固定資産の減価償却は早期償却の対象になれる
(ただし、減価償却の最大率は、通常の固定資産の減価償却率の2倍より大きくならないこと)
3. 投資優遇の拡張
特別に重要な分野、特別な経済部門、又は、地域において開発の奨励が必要となる場合、政府は国会に対してより優遇的な政策を提案する。

投資許可申請手続き (1) 投資登録

1. 投資証明書登録(15日間):適用対象

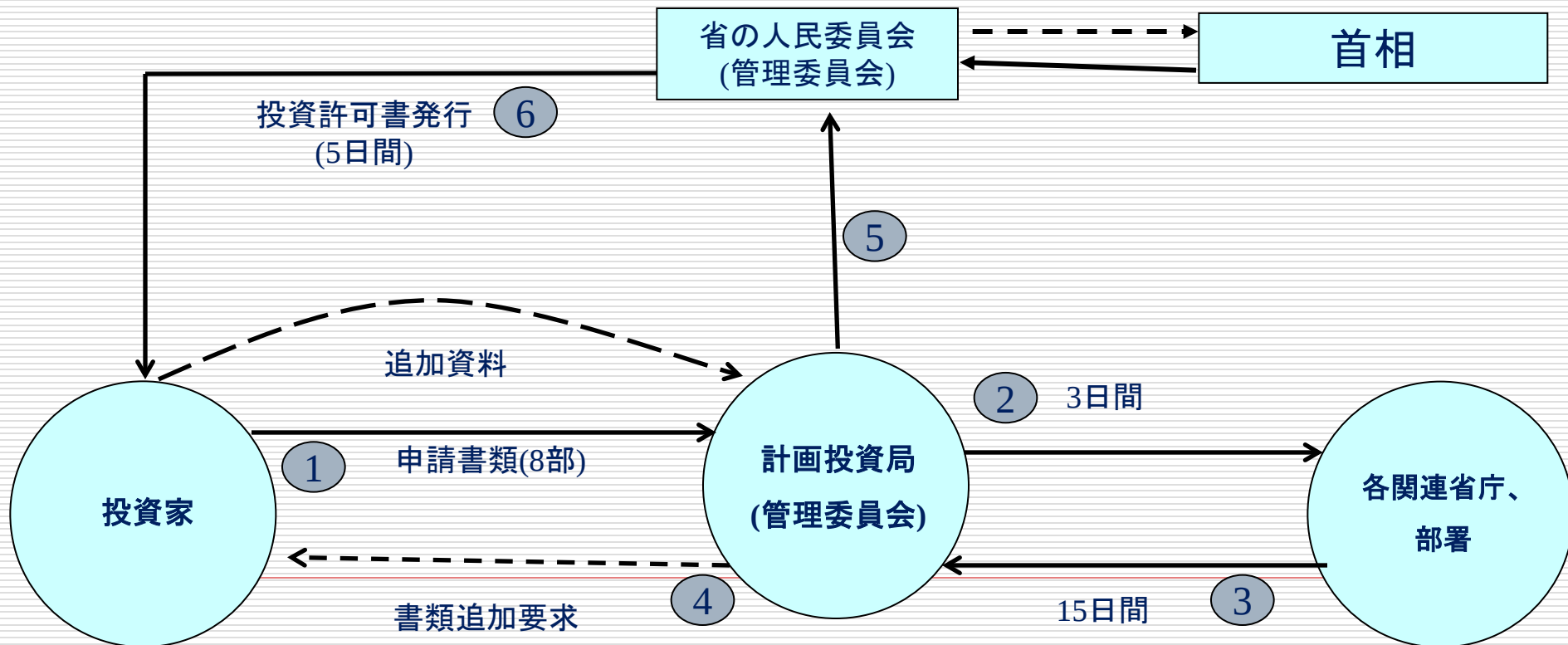
- 投資資本金3,000億ベトナムドン(1,400万USD)未満のプロジェクト
- 条件付投資分野ではないもの



投資許可申請手続き (2) 審査

2. 投資証明書審査(45日間):適用対象

- 投資資本金 3,000億ベトナムドン以上、かつ条件付投資分野ではないプロジェクト
- 条件付投資分野



V. FDI(外国直接投資)誘致の方針

- FDIの質と効果を高める
- 近代的で環境にやさしい技術を導入する、又は、天然資源を効率良く活用できるプロジェクトを優先する。裾野産業、知的サービス、IT、教育・トレーニング、インフラ整備、ハイテク、製造・加工業にFDIを誘致する
- FDI活用における国家管理の効果を向上させる
- 有利で、一貫性・透明性のある投資環境を確保するため、**2014年に新しい投資法と企業法を承認する**

VI. 日本からのFDIを拡大するための方法

- ビジネス環境の改善を目指す日越共同イニシアティブを引き続き実施する（現在、第5フェーズ実施中）
- 「電子」「農業機械」「農・水産加工」「造船」「環境・省エネルギー」「自動車・自動車部品」の6つの産業に集中して、「2020年に向けた工業化戦略及び2030年へのビジョン」を実現する
- 投資促進のための、愛知県サポートデスク、埼玉県ベトナムサポートデスク、関西ビジネスサポートデスクを強化する

VI.ベトナム-日本間の外国直接投資を増やす方策

- 日越経済連携協定(Economic Partnership Agreement: EPA)、日越二国間投資協定(Bilateral Investment Treaty: BIT)などを積極的に展開する
- 環太平洋戦略的経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement: TPP)交渉スケジュールを確定する
- 日本の大手企業からの投資を促進する同時に、中小企業からの投資の誘致にも力を入れる
- 投資許可をされた日本からの投資事業が順調・効果的に進むように支援する(進出企業への投資促進)
- 日本投資家向けの工業団地の設立を目指した連携を行う
- 投資促進のための、日本語のウェブサイトを開設する



外国投資省下 投資促進センター



Mr. NGUYEN VAN BA

Investment Counselor / Vietnam Embassy to Japan

Email: lanba75jp@yahoo.co.jp

Tel: 81-(0)3-6300-9967 / Tel (Fax): 81-(0) 3-6300-9186

Mr. DO XUAN NAM

Investment Counselor / Vietnam Consulate General in Osaka, Japan

Email: namdx_mpi@yahoo.com

Tel: 81-722216607/ Tel (Fax): 81-722216608

Investment Promotion Division, Foreign Investment Agency

6B, Hoang Dieu Street, Hanoi, Vietnam

Email: dungfia@gmail.com/nguyendung@mpi.gov.vn

Tel: 84-4-3.7.343-763 / Tel (Fax): 84-4-3.7.343-769

Investment Promotion Center – North Vietnam (IPCN)

65 Van Mieu, Hanoi / Tel: 844.38458149

Fax: 844.38437927

Website: <http://ipcn.mpi.gov.vn>

Investment Promotion Center – Central Vietnam (IPCC)

102 Quang Trung, Da Nang / Tel: 84511.33889689

Fax: 84511.33889679 Website: <http://centralinvest.gov.vn>

Investment Promotion Center – South Vietnam (IPCS)

178 Nguyen Dinh Chieu, Ho Chi Minh City.

Tel: 848.39306671

Fax: 848.39305413

Website: <http://sfic.vn>

ベトナムへの投資関連参考サイト

No	ウェブサイト	行政機構
1	www.chinhphu.vn	ベトナム政府webポータル
2	www.mpi.gov.vn	計画投資省
3	www.fia.mpi.gov.vn	外国投資庁
4	www.gso.gov.vn	ベトナム統計総局
5	www.khucongnghiep.com.vn	ベトナム工業団地
6	www.dauthau.mpi.gov.vn	調達・入札情報ページ
7	www.moit.gov.vn	商工省
8	www.mof.gov.vn	財務省
9	www.vietnam.e-regulation.org	ベトナム投資手続に関して

ありがとうございました！

VIET NAM, *connecting to success*

外国投資庁

(The Foreign Investment Agency)

6b Hoang Dieu street, Hanoi, Vietnam

Tel. (84-4) 7343759 / 763

Fax: (84-4) 7343769

Website: <http://www.fia.mpi.gov.vn>
